

千葉県美浜区選挙管理委員会告示第8号

令和3年3月21日執行の千葉県知事選挙及び千葉市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の不在者投票を行う場所等は、次のとおりである。

令和3年3月4日

千葉県美浜区選挙管理委員会委員長 久保田寅英

千葉県知事選挙

不在者投票を行う場所	千葉県美浜区役所3階 千葉県美浜区選挙管理委員会事務局	イオンリテール株式会社 イオンマリンプア専門館3階特設会場
不在者投票を行うことができる期間	令和3年3月5日から 令和3年3月20日まで	令和3年3月8日から 令和3年3月20日まで
不在者投票を行うことができる時間	午前8時30分から 午後8時00分まで	午前10時00分から 午後8時00分まで
備考		美浜区の選挙人名簿に登録されている18歳未満の選挙人の不在者投票のみ取り扱う。

千葉市長選挙

不在者投票を行う場所	千葉県美浜区役所3階 千葉県美浜区選挙管理委員会事務局	イオンリテール株式会社 イオンマリンプア専門館3階特設会場
不在者投票を行うことができる期間	令和3年3月8日から 令和3年3月20日まで	令和3年3月8日から 令和3年3月20日まで
不在者投票を行うことができる時間	午前8時30分から 午後8時00分まで	午前10時00分から 午後8時00分まで
備考		美浜区の選挙人名簿に登録されている18歳未満の選挙人の不在者投票のみ取り扱う。